



赤い羽根共同募金

10月1日～12月31日

今年も共同募金へのご協力をよろしく申し上げます

みなさまから寄せられた募金は、美和町の福祉のために活用させていただきます

住民の皆さまから

赤い羽根共同募金

として

(10月1日～12月31日)

- 戸別募金
- イベント募金
- 法人募金・募金百貨店
- 職域募金
- 窓口募金
- 団体募金
- 募金箱

歳末たすけあい募金

として

(12月1日～12月31日)

- 戸別募金

美和地区共同募金委員会

地域福祉活動事業として

お年寄り

のために

在宅寝たきり者等介護世帯支援事業
(おむつ代助成)
美和町敬老会
卒寿・米寿・喜寿記念品

身体の不自由な方

のために

美和町心身障害児(者)父母の会への支援
「きらめき福祉村」実行委員会への支援

子どもたち

のために

学童生徒の福祉活動普及事業
「社会を明るくする運動」支援
美和町更生保護女性会への支援

一人親世帯

のために

ひとり親世帯への「小学校入学支度金」
美和町母子寡婦福祉会への支援

地域住民

のために

「ふれあい・いきいきサロン」への支援
赤い羽根ベンチ(バス停用)

ボランティア活動

のために

美和町ボランティア連絡協議会への支援
給食サービス事業
ボランティアグループ「四葉会」への支援

地域歳末たすけあい配分として

歳末助け合い配分

要援護者へ「歳末義援金」配布

夏休み子ども体験広場

7月31日 美和老人福祉センター

美和町ボランティア連絡協議会の主催で開催しました。小学生16名、中学生8名が車椅子体験やストロー飛行機・輪ゴムクレーン等懐かしい遊びに挑戦しました。昼食はボランティアさん特製の絶品カレー、午後からは柏餅作りを体験しさまざまな世代の方との楽しい交流となりました。



美和町いきいきサロン交流会

8月28日 美和老人福祉センター

現在美和地区では17の「ふれあい・いきいきサロン」が活動中。地域の交流の場として、いきいきと元気に暮らすきっかけの場所となっています。そんなサロンの皆さんが集い一番気になる「健康に関する講座と体操」について



研修しました。講師は訪問看護ステーションさくらの藤村氏。転倒を経験した高齢者の1/3は、転倒に対する恐怖感をもち動作を制限し体力低下につながっているため転倒予防の体操はとて大切、是非サロンで取り入れて健康で活動してほしいと話されました。



第18回 岩国市社会福祉大会

岩国市内において、永年に亘り社会福祉について功績のあった方々への表彰と感謝の意を表すとともに、本市社会福祉の更なる充実を図ることを目的に開催いたします。

- 日時 令和6年10月21日(月)
13:30 ~ 14:45 開会・式典
15:00 ~ 16:00 基調講演

『みんながワクワクする地域を目指して』

講師 和田の里づくり推進協議会

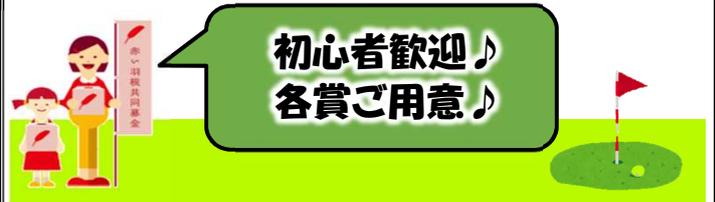
会長 佐藤 貴志 氏

- 場所 : シンフォニア岩国
(多目的ホール)
- 主催 : 岩国市社会福祉協議会
- 共催 : 岩国市

赤い羽根チャリティーイベント参加者募集!

グラウンドゴルフ大会

- ◆ 日時 11月14日(木) 13:00 ~
雨天延期の場合: 11月15日(金)へ変更
(延期の場合参加者へ連絡します)
- ◆ 場所 錦町上須川グラウンド
- ◆ 対象者 どなたでも参加可
グループでの申し込みもできます♪
- ◆ 参加費 1,000円
- ◆ 申込 10月21日(月)までに
社協美和支部までご連絡ください



歳末義援金の申請

「歳末たすけあい募金」を財源に活用し歳末義援金を配布いたします。下記に該当される方は是非ご申請いただくようお願い申し上げます。

対象

- 自宅にお住まいで下記に該当する方
- ①寝たきりの高齢者の方(要介護3~5)
 - ②療育手帳(A・B)をお持ちの方
 - ③身体障害者手帳(1~2級)をお持ちの方
 - ④ひとり親世帯(母子・父子家庭)



※昨年度対象となった方は申請の必要はありません。

申請方法

社協美和支部にある申請書に必要事項をご記入のうえ、**11月29日**までにご提出ください。

配布方法

年末にかけて、各地区の担当民生委員より対象者へ直接配布されます。

金額

1件 5,000円



善意銀行

町内の皆さまから善意銀行にたくさんの浄財が寄せられました。紙上より厚くお礼申し上げます。(令和6年7月21日~令和6年9月19日 受付分)

香典返し・供饌料返し

- 宅野 秀之 様
亡父 正之 様 (鷹ノ巣) 金 一 封



一般寄付

- 藤田 潤 様
故父 吉堯 様 (長野団地) 金 一 封

寄付金控除 について

岩国市社会福祉協議会への寄付は、税制上の優遇措置(所得控除または税額控除)を受けることができます。領収書は大切に保管いただき、確定申告の際は忘れずにお手続きください。